



特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 7F

TEL/FAX03-3595-1171 jwcs@blue.con.ne.jp

<http://www.jwcs.org>

種の保存法違反のトラ身体各部・製品 市場流通調査 結果報告

はじめに

1990年代初頭からの激しいトラの密猟と違法取引は、すでにトラ *Panthera tigris* を附属書 に掲載し国際商業取引を禁止してきた CITES の有効性を疑わしめるに至った。

そこで、CITES は 1994 年、決議 Resolution Conf.9.13 を採択し、専門技術的使節団と高官レベルの政治的使節団をトラの生息国及びその製品の主たる消費国に派遣し、国内法の整備を働きかけた。

その結果、日本もようやく「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下「種の保存法」という)を施行する政令(種の保存法施行令)を改正し、(2000年4月)これまで法規制の対象となっていなかったトラの骨、生殖器及びそれらの製品の譲渡し等を規制するに至った。

その後、CITES では次のステップとして、Tiger Enforcement Task Force(トラ法執行対策本部)を設置し(2000年)特に生息国における密猟・違法取引の取り締まり強化のための情報交換、人材育成を開始した。さらに 2002 年、トラに関する決議はアジアの大型ネコ科動物(アジアビッグキャット。トラのほか、ヒョウ、ユキヒョウ、ウンピョウを含む)に対象を拡大したものとなった(決議 Resolution12.5)。

ところが最近、トラを含むアジアビッグキャットの大量密輸事件が相次いで摘発されており、違法取引が活発化しているのではないかと危惧されている。2003年10月にはトラ 32 枚、ヒョウ 579 枚を含む計 1226 枚の毛皮がネパールからチベットへの輸送中に押収される事件が起きている。この事件に示唆されるような、インド、ネパール、チベット、中国といった生息国から消費国へ至る違法取引ルート of 解明と撲滅は緊急の課題である。では、消費国の 1 つである日本では、その後のトラ製品の流通はどのような状況にあるのだろうか。

JWCS は日本において 1999 年(法規制前)及び 2001 年(法規制導入後)にトラ製品の日本国内における流通状況を調査し報告してきたが(「日本におけるトラの身体各部、漢方薬の取引」1999 年、「トラの精力剤等の国内取引規制について」1999 年、「Can the Regulations be Effective without Monitoring?」2001 年)、ここに 2003 年、新たに行った調査結果を報告したい。

調査目的

法規制導入（種の保存法施行令改正）後のトラの骨、生殖器及びそれらの製品の流通状況を明らかにする。

規制されているトラの身体部分・製品の範囲

規制されているトラの身体部分・製品の範囲

ワシントン条約対象種のうち、国際取引が禁止されているもの(附属書 掲載種)については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)で国内取引が規制されている。それらの種(製品などを含む)は環境省登録機関への登録が認められない限り譲渡しや譲受け禁止される(法第12条)。

規制対象には生きた個体の他、「器官・加工品」(身体の部分とそれから製造される製品)もふくまれる。ただし「器官・加工品」については「種を容易に識別できるもの」に限定する方針がとられ(法第6条2項3号)、具体的な規制対象は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(第2条の2及び別表第4)で、次の通り定められている。

器官：「毛、皮、歯、つめ、骨（パンテラ・ティグリス(トラ)に係るものに限る。以下この項において同じ）、生殖器(パンテラ・ティグリス(トラ)に係るものであって、雄のものに限る。以下この項において同じ。）」

加工品：「毛皮製品、皮革製品、歯製品、つめを材料として製造された装身具その他環境省令で定める物品、骨を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの、生殖器を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの。」

(下線は2001年4月施行の改正部分)

調査期間

2003年5月～2004年8月

調査方法

小売店

JWCS調査員が顧客を装って以下の漢方薬局及び中華料理店・食材店を店頭訪問し(一件は電話調査)、トラの骨、生殖器及びそれらの製品の販売の有無、法規制に対する対応について聞き取りを行った。

2001年JWCSが行った調査でトラ製品を販売していた東京・神奈川・千葉及び大阪・名古屋・神戸の店舗12店と漢方薬店から情報を得た新たな1店。

ウェブサイト

2001年にネット販売を確認したウェブサイトの確認と、新たに複数のサーチエンジンからトラの身体部分・製品のネット販売する店を検索した。

なお、種の保存法に基づくトラの骨、ペニス及びそれらを材料として製造され人が摂取するもの(薬、食品、酒等)の環境省登録機関に対する登録実績はこれまでなく、これらの販売・販売目的の陳列があれば直ちに違法である。

調査結果



虎骨酒

虎骨酒は依然として相当量が流通している状況にあるが、1999年及び2001年と比較すると流通量は減少しつつある。依然として販売している店もあり（2001年に虎骨酒の販売が確認された9店中6店）、それらは普段は店頭から下げていたり、店頭の目立たない場所に置いてあるが、在庫を聞くと奥から出してくる。これらの店には安定した顧客がいるようである。希少だからと、以前より価格を上げて売る店も多い。

虎骨の代わりに豹骨を使用した「護骨酒」を「虎骨酒」に代えて販売しているケースも確認されているが、商品名の表記だけが変わっているだけでパッケージも販売元も同じものである。扱っている店主は、愛用者は虎骨が入っているとわかっている、と言う。ヒョウの身体部分・製品の国際取引もワシントン条約で規制されているが、種の保存法による国内取引の規制からは除外されている。

(A-1)

2001年調査では中瓶(320ml)7本あったものが2003年には5本に減っており、値段が4500円から6000円に値上がりしていた。01年には店内に置いてあったものが03年には奥に隠してあった。

(A-9)

2001年調査では虎骨酒の大瓶(650ml)だけ置いてあったが03年には大瓶以外にも中瓶が置いてあり、ディスプレイもされている。非売品だが、「どうしてもほしければ前もって言ってくればどうにかする。9000円から1万円以内」という。

(A-11)

2001年には中瓶が7本おいてあったが、2003年に電話調査をしたところ中瓶が2本のみだった。

(A-13)

2001年に虎骨酒中瓶4本が確認されていたが、2003年にも4本在庫があり奥から持ち出してきて販売できるということだった。中瓶のほか2001年には無かった大瓶1本もあった。価格は1万円であった。

(A-4)

2001年に虎骨酒の販売を確認した中華料理店では、2004年8月にも、店内で虎骨酒を小さなコップ(50cc)1杯3000円で販売している。店主はワシントン条約では禁止だが個人で持ち帰れば問題ないので数年前までは年に2回、仲間と香港で買ってきただけという。2001年には豹骨を使った護骨酒という虎骨酒と同じパッケージで名前が違うだけの酒も店頭で置いてあった。これはトラが禁止になったため名前を変えたが中に入っているのはト

ラの骨だと東京のある大学病院勤務医が太鼓判を押したと店主は述べた。

ペニス

ペニスはむしろ取扱店が増加しており、以前から取扱っていた店の中で取扱量が増加しているところもある(2001年調査時3店が2003年調査で4店)。

(A-5)

2001年調査で販売されていた乾燥ペニス15万円が03年にも同額で店頭販売されていた。

(A-8)

2001年に2本を販売していた店で、当時は定期的に香港から仕入れていると述べていたが、2003年には1本を隠して販売していた。購買意欲を見せると戸棚の下から出してくる。15,000円という価格表示もされていた。

(A-10)

2001年には「海馬補腎丸」、虎骨酒(中瓶)が6本、ペニスが7-8本置いてあったが、2003年には錠剤、虎骨酒ともになく、ペニスのみが合わせて10本くらい販売されていた。1本は酒に漬け込んであった。店内においてあるペニス以外には、外のウィンドーにペニスを5-6本程度ビンにいれて目玉商品としてディスプレイしてある。それらはかつて店主自身が持ち込んだものや、何度か韓国人が売りに来たものだと店主は言う。虎骨酒は店頭には無かったが、絶対に買うと約束するなら仕入れると述べた。

(A-15)

2001年調査では舒筋丸、虎骨酒ともに在庫はないが注文販売は可能だと言うことだった。2003年調査では舒筋丸、虎骨酒は入手不可と述べたが、新たにペニスと、ペニスを漬け込んだ酒を店頭置き、トラという表示はせずに口頭でトラだと述べて販売していた。大きな広口ビンに入れてあり、朝鮮人参の焼酎漬け、オットセイペニスの焼酎漬けとともに3つ並べて置いてあり「よく疲れを感じる方に。滋養強壮に。」との広告があり、おちょ一杯1000円である。会社帰りのサラリーマンが店頭で飲んでいくそうである。

(A-4)

虎骨酒を置いてある中華料理店ではトラのペニスを漬け込んだ三鞭酒も一杯3000円で飲ませている。トラの入っていない至宝三鞭酒は1杯1000円である。

錠剤・軟膏

店の移転に伴い、トラ製品を一切置かなくなった店(A-2)や店頭販売をやめた店(A-10)など、錠剤は市場からほとんど姿を消しつつある。虎骨の代わりに豹骨が使われ、税関の任意放棄を見てもヒョウの身体部分(豹骨と思われる)を含む薬がほとんどである。一方、インターネット販売ではトラの錠剤は増加しているのではないかと疑われる。

2001年に確認した3件のウェブサイトは2004年でも販売している。「生虎骨」を使った軟膏である「虎骨膏」は「骨は現代薬理研究により抗炎、鎮静、鎮痛の働きがある」と効能に記され依然販売されている。

「壮骨膏」のみの販売だった個人輸入代行会社(B-3)が2004年には「海馬補腎丸」、並びに「大活絡丹」をも輸入項目に増やしており、あらたに6件の個人輸入代行が「大活

絡丹」や「麝香壯骨膏」を宣伝していた。

その他 虎骨

(A-3)

2001年には調査を行わなかったが、2003年に新たに虎骨を自家調剤し、処方している漢方医を発見した。虎骨はあぶると他の動物の骨と比較できないほどの脂が出るという。規制以前のものであるから販売できると述べた。小売店も併設しており虎骨酒も隠して置いてあった。

にかわ

(A-6)

2001年に販売が確認されたものが2003年にも確認されている。この店では唯一、トラが入っているものだという。改正前の時点(1999年)では「虎」の字を表記したラベルが貼られ、2001年ではラベル付きの在庫とラベルなしの在庫が確認されていたが、今回の調査地では全ての在庫のラベルがはがされていた。熱湯に入れて溶かして飲む。焼酎につけると虎骨酒になると述べた。

結論

錠剤や虎骨酒といった工場(主に中国)で大量生産されるような製品については流通が減少しつつある。その理由は、生産拠点である中国でも規制が厳しくなったため密輸するストックが減少したことにあるのかもしれない。その一方で、そのような生産工程を要しない製品すなわち乾燥ペニスやそれを各薬店で漬け込んだ酒の流通が増加している。そしてその背景には、強壯剤を求める層を中心にトラ製品の需要は依然としてあること、半加工製品については法規制を厳しく受け止めていない実態がある。

調査した販売業者のほとんどは販売が違法であることを認識しており、販売目的で陳列せずに在庫を保有することは合法という法の抜け穴を利用して巧みに販売している実態もうかがわれる。

またインターネットによる宣伝・販売は2001年より増加している。ネット販売(中国からの直送を含む)や個人輸入代行を行うウェブサイトが次々と出現し、手軽に購入できるという点で消費者の法規制に対する甘い認識に付け込んでいる。

提言

警察庁は、店頭販売を行っている薬店やインターネット取引を行っている業者に対し、関係都道府県警察署と協力して、取締りを行うこと。

税関は、インターネット上の広告から個人輸入代行を行う業者を把握し通関時に徹底的にチェックし違法行為を取り締まること。その結果に基づき検察庁に積極的に告発を行うこと。

税関は、ペニスについて他の動物のペニスと偽って国内に持ち込まれることがないよう留意して通関検査を行うこと。

環境省は、厚生労働省の協力を得て、乾燥ペニスやそれを漬け込んだ酒の販売も法規制の対象であることを全国の薬店全体に改めて周知徹底すること。

環境省は、厚生労働省の協力を得て、未だ販売が確認されている虎骨酒・ペニスについて、漢方薬店のみならず中華料理店、中華食材店が所有するものの回収・廃棄について検討すること。

環境省は、種の保存法施行令を改正し、ヒョウの骨及びその製品等についても法規制の対象とすること。